

2017年度 普連土学園中学校

入学試験問題

2017年 2月 4日 実施

社 会

三 次

1. 問題に答える時間は30分です。
2. 問題は ～ まであります。
3. 答はすべて、「解答用紙」に記入しなさい。
4. 「解答用紙」は中にはさんであります。

問題は次のページから始まります。

1 次の文を読んで、あとの問いに答えなさい。

日本はユーラシア大陸の東にあり、四大島と約7000の島々からなる。そして日本列島は海に囲まれているために、さまざまな問題が生まれている。とくに、A水産資源や海底に眠るB天然資源がどこの国のものであるかは、日本にとって大切な問題である。なぜならば、日本人は昔から水産資源を大切なタンパク資源とし、また国内にエネルギー資源が少ないことから、海に関する国際的な取り決めによっては、まさに日本の命運が左右されかねないからである。

1982年に国際連合の海洋法会議で成立し1996年に日本が批准した国連海洋法条約では、沿岸から①カイリを領海、その外側のc200カイリまでを排他的経済水域とし、その外の海を②とすることが決められた。この排他的経済水域が世界の国々のあいだで認められたことで、その海域の水産資源や鉱産資源は、すべて沿岸国のものとなり、日本も国土の約12倍、世界第6位の海域を手に入れることになった。そのため、四大島の周りに散在する島々の存在によって日本の海域も広がった。とくに、日本の最南端の島である③島は、浸食などによって沈んでしまうおそれがあるために、政府が島の周りに護岸のための設備を建設している。

領土に関しても日本を取りまく環境は決して安定しているものではなく、ロシアと④領土、韓国と⑤島、中国と⑥諸島をめぐる、領土問題として意見の対立が続いている。また、日本だけでなく世界でも様々な対立が起こっており、2016年7月には中国と⑦が対立している⑧海の領有権について、オランダにある常設仲裁裁判所が中国の主張を全面的に否定したことは記憶に新しい。

問1 ①～⑧にあてはまることばや数字を書きなさい。

問2 下線部Aについて、海産物をとる漁業の種類には沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業がある。このうち、遠洋漁業が1970年代から衰えていった理由を二つ述べよ。

問3 下線部Bの天然資源が多く埋蔵され、さらに好漁場となっている沿岸の周辺に広がる深さ200メートルくらいまでの浅い海底をなんというか。

問4 下線部Cについて、カイリ（海里）とは海上での距離を表す単位である。200カイリとはおよそ何キロメートルとなるか。次の中から正しいものを選び、番号で答えよ。なお、1カイリは1,852メートルである。

- ① 約130km ② 約220km ③ 約370km ④ 約520km

② 次の会話文を読んで、あとの問いに答えなさい。

友子：先日私の兄が、中学校で荘園制度について勉強した、とっていました。私にも分かるように教えて下さい。

先生：まず、荘園というものがいつごろ生まれたのか見ていきましょう。律令国家についてはお話ししましたね。律令国家体制のもとでは、①公地公民制を原則としていたことは覚えていますか。

友子：はい。戸籍をつくり、それをもとに6歳以上の男女に（ア）が与えられることとなりました。

先生：その通りです。このしくみができてしばらくしてから、（ア）の不足などもあって、朝廷は②土地所有に関する新しい法令を出し、^{かいこん}開墾した土地の私有を認めるようになりました。この法令を活用して、貴族や寺社が新たに田畑を開いて自らの領地を広げていきます。こうして広げていった田畑やその周辺の土地を荘園というのです。

友子：つまり、荘園というのは私有を認められた土地ということですね。

先生：そういうことになります。しかし、荘園が広まっていくことは、荘園の持ち主にとって良いことばかりではありません。なぜでしょう。

友子：たくさんの土地を所有すればするほど、税も多くかかります。

先生：そうです。そこで、荘園の持ち主は税の取り立てから逃れるために、③中央の権力者に、荘園の所有権をゆずり渡します。

友子：どうして中央の権力者なのですか？

先生：彼らは朝廷にうたがえて、税を免除してもらおう特権を得ることも可能です。そういう人に荘園の持ち主になってもらい、税を免除してもらおうようになったのです。

友子：なるほど。それならば荘園をどんどん広げることができますね。

先生：そうすると、新しい問題がでてきます。土地の権利や境界をめぐる争いが起きてくるようになりました。そのため、自分の土地を武装して守っていくようになります。

友子：その結果、武士が登場し、各地で争いがおきるのですね。

先生：その中で、大きな転換点がおとずれます。④源頼朝の登場です。彼は自分の家臣を、国ごとに（イ）、荘園ごとに（ウ）という役職に任じて全国の治安維持にあたり、荘園が保てるようにしました。

友子：なるほど。この荘園制度がくずれてしまうのはいつなのでしょう。

先生：それは、豊臣秀吉のころです。⑤秀吉の行った X 検地によって、
荘園の制度は完全に崩壊^{ほうかい}してしまうのです。

友子：江戸幕府のころには、土地の所有についてはどうなるのですか。

先生：江戸時代には年貢を確保するために、⑥米の生産量を増やそうとす
ることに加えて、土地の売買を禁止することもしていました。とい
うのも、豊かな農民が地主として成長する一方、土地を売ること
で貧しくなった農民は地主から耕作地を借り、その賃料を払うことな
どでさらに貧しくなったからです。土地の売買禁止のきまりがなく
なるのは、明治時代になって⑦地租改正が行われたときです。

友子：こうしてみると、土地制度と政治の動きというのは大きく関係して
いるのですね。

先生：そうですね。歴史を学ぶときには、ものごとのつながりに着目しな
がら学習していくと、より知識も深まるのではないのでしょうか。今
後の学習でも意識してみてください。お兄さんと話し合ってみるのも
いいと思いますよ。

友子：はい。ぜひそうします。

問1 会話文中の空らん（ア）～（ウ）にあてはまる適切な語句
を、それぞれ漢字で正しく答えなさい。

問2 下線部①はどのようなしくみか、説明しなさい。

問3 下線部②の具体的な法令としてふさわしいものを二つ、次の語句か
ら選び、制定された順に答えなさい。

知行国の制度	墾田永年私財法	三世一身法	班田収授法
--------	---------	-------	-------

問4 下線部③の具体的な例として考えられるものを、次のア～オからす
べて選び、記号で答えなさい。

ア. 東大寺	イ. 平将門	ウ. 白河上皇
エ. 藤原氏	オ. 里長	

問5 下線部④について、源頼朝に関係の深い出来事を二つ選び、記号で答えなさい。

- ア. 大輪田泊という兵庫県の港を修築し、宋と貿易を行った。
- イ. 自分に従った武士たちに、先祖からの領地の所有を認めた。
- ウ. 平治の乱で平氏に負け、伊豆に流された。
- エ. 二度にわたって攻めてきた元の軍隊と戦った。

問6 下線部⑤について、

- (1)

X

に入る適語を漢字で正しく答えなさい。
- (2) この理由を「検地帳」ということばを用いて説明しなさい。

問7 下線部⑥について、このための当時の取り組みとして誤っているものを、次のア～エから一つ選び、記号で答えなさい。

- ア. 干潟や沼地を干拓して、新しい田を広げていった。
- イ. 備中ぐわなどの新しい農具を使った。
- ウ. 干したイワシや、菜種から油をしぼった残りかすなどの肥料を用いた。
- エ. 現在の北海道にあたる蝦夷地に住むアイヌの人々と交易し、米を手に入れた。

問8 下線部⑦について、なぜこの政策を行う必要があったのですか。次の表を参考に、地租改正を行う前と後の変化に注目しながら説明しなさい。

	地租改正前	地租改正後
納税者	耕作者	土地所有者
課税基準	その年の収穫高	土地の価格
税率	四公六民	土地の価格の3%
納税方法	米や収穫物を納める	現金で納める

問題は次のページへ続きます。

③ 次の文を読んで、あとの問いに答えなさい。

憲法とは、国の根本となるきまりで、「国の（ア）」です。したがって、法律や命令、条例や行政上の処分などは、憲法の精神に基づいていなくてはなりません。憲法に反するものは、すべて無効となります。

もともと憲法は、近代の欧米で出された人権宣言を発展させてつくられました。国家の大きな権力から、国民の人権をまもることが憲法の大切な目的です。

日本国憲法では、主権者は国民であると定められています。つまり国民は、〈 〉を持っているのです。

また、日本国憲法では、基本的人権を尊重することが定められています。基本的人権とは誰もが生まれながらに持っている権利であり、「^{おか}侵すことのできない（イ）の権利」として保障され、（ウ）に反しない限り、最大に尊重されます。同時に、私たち国民は、基本的人権を常に（ウ）のために利用する責任があります。

基本的人権は、大変細かく規定されています。国民の誰もが差別されないという（エ）権や、身体・精神・経済の（オ）に関する権利、すべての人が人間らしい生活をおくることを定めた（カ）権、主権者として政治に参加する（キ）権や、国民の権利が侵されたときこれを国に訴えて救ってもらうという（ク）権があります。

さらに、日本国憲法は、他の国で書かれないかなる文章と比べても類を見ないほど、徹底的な平和主義をとっている憲法だと言われています。

問1 文中のア～クの空らん適切なことばを入れなさい。なお憲法上のことばを用いなさい。

問2 文中の〈 〉に、主権の内容を説明することばを入れなさい。

問3 文中の下線部について、①どのような点で徹底的な平和主義と言われているのか、また、②なぜ憲法制定時の日本がそこまで徹底的な平和主義に立とうとしたのか、次の文章を参考にして述べなさい。

いまやっど戦争はおわりました。二度とこんなにおそろしい、かなしい思いをしたくないと思いませんか。(中略)

そこでこんどの憲法では、日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことを決めました。その一つは、兵隊も軍艦ぐんかんも飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍ぼうきもないのです。これを戦力の放棄ほうきといいます。「放棄」とは「すててしまう」ということです。しかしみなさんは、けっして心細く思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。もう一つは、よその国と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。(中略)

これを戦争の放棄ほうきというのです。(後略)

(文部省(当時)が中学1年生向けにつくった、日本国憲法解説書『あたらしい憲法のはなし』(1947年)より。)